

# 山梨県公報

号外第八号

平成二十一年

三月十日

火曜日

## 目次

山梨県統計調査条例施行規則……………一  
山梨県地球温暖化対策条例施行規則……………四

## 規則

### 山梨県規則第三号

山梨県統計調査条例施行規則を次のように定める。

平成二十一年三月十日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県統計調査条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公示の方法)

**第二条** 条例第三条の規定による公示は、県公報に掲載して行うものとする。

(県基幹統計調査であること等の明示)

**第三条** 知事は、県基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める者に対し、当該調査が県基幹統計調査に該当することを示す事実並びに当該調査について条例第四条及び第六条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。

(調査員証)

**第四条** 条例第五条の統計調査員は、その事務に従事するときは、第一号様式による統計調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(立入検査の証明書)

**第五条** 条例第六条第二項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書は、第二号様式によるものとする。

(調査票情報の提供を受けることができる者)

**第六条** 条例第十条第一号の規則で定める者は、独立行政法人等(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第二項に規定する独立行政法人等をいう。)、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

**第七条** 条例第十条第二号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

一 知事等、議会、国の行政機関、他の地方公共団体又は前条に規定する者(次号において「公的機関」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

三 知事等、国の行政機関の長又は他の地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

### 附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(表)

第 号		
統計調査員証		
写真	(県基幹統計調査名)	
	(氏名)	
	上記の者は、上記の県基幹統計調査に従事する統計調査員であることを証明します。	
	任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日		
山梨県知事		印

(裏)

(注意事項)

- 1 この証票は、調査のために訪問するときは必ず携帯し、必要に応じてこれを提示してください。
- 2 この証票は他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。
- 3 この証票を紛失したとき又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出てください。
- 4 この証票は、任命期間が満了したとき、資格を失ったとき又は発行者から返納を命じられたときは、直ちに発行者に返納してください。

山梨県統計調査条例施行規則(平成21年山梨県規則第3号)(抄)

第4条 条例第5条の統計調査員は、その事務に従事するときは、第1号様式による統計調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

所属名  
担当名  
電話番号

第2号様式(第5条関係)

(表)

第 号

山梨県統計調査条例第6条の規定による立入検査証



県基幹統計調査名

職名及び氏名

生年月日 年 月 日

上記の者は、山梨県統計調査条例第6条の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明します。

有効期限 年 月 日

年 月 日

山梨県知事

印

(裏)

山梨県統計調査条例(平成20年山梨県条例第50号)(抄)

第6条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

二 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

### 山梨県規則第四号

山梨県地球温暖化対策条例施行規則を次のように定める。

平成二十一年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 山梨県地球温暖化対策条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県地球温暖化対策条例(平成二十年山梨県条例第四十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この規則において「年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。  
(再生可能エネルギー)

**第三条** 条例第二条第七号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 太陽熱
- 二 河川水その他の水を熱源とする熱
- 三 雪又は氷(冷凍機器を用いて生産したものを除く。)を熱源とする熱
- 四 地熱

(特定事業者)

**第四条** 条例第十一条第一項の規則で定める事業者は、一の事業所において前年度に使用した燃料の量並びに前年度に他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第四条各項に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量の数値が千五百キロリットル以上である事業所を県内に有する者とする。

(排出抑制計画)

**第五条** 条例第十一条第一項又は第三項の規定による排出抑制計画の作成は、排出抑制計画を提出する日の属する年度以降三箇年度(以下この条において「計画期間」という。)を対象とし、温室効果ガス排出抑制計画書(第一号様式)により行うものとする。

2 条例第十一条第一項又は第三項の規定による排出抑制計画の提出は、温室効果ガス排出抑制計画書を計画期間の初年度の六月末日までに提出することにより行うものとする。

3 条例第十一条第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 事業所において行われる事業
- 三 計画期間

四 その他知事が必要と認める事項

4 条例第十一条第四項の規定による変更後の排出抑制計画の提出は、温室効果ガス排出抑制計画書により、速やかに行うものとする。

5 条例第十一条第五項の規定による実施状況の報告は、計画期間の各年度ごとに、温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書(第二号様式)を翌年度の六月末日までに提出することにより行うものとする。

(条例第十一条第五項の規則で定める措置)

**第六条** 条例第十一条第五項の規則で定める措置は、再生可能エネルギーを交換して得られた電気の利用その他の知事が認める措置とする。

(自動車環境計画)

**第七条** 条例第十四条第一項の規則で定める台数は、次の各号に掲げる事業の種別に応じ、当該各号に定める台数(県内に使用の本拠の位置を有する自動車の台数に限る。)とする。

一 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業 三十台(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)(の台数を除く。))

二 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業(次号に掲げる事業を除く。) 四十台

三 道路運送法第三条第一号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業 二十台

2 条例第十四条第一項又は第二項の規定による自動車環境計画の作成は、自動車環境計画を提出する日の属する年度以降三箇年度(以下この条において「計画期間」という。)を対象とし、自動車環境計画書(第三号様式)により行うものとする。

3 条例第十四条第一項又は第二項の規定による自動車環境計画の提出は、自動車環境計画書を計画期間の初年度の六月末日までに提出することにより行うものとする。

4 条例第十四条第三項の規定による変更後の自動車環境計画の提出は、自動車環境計画書により、速やかに行うものとする。

5 条例第十四条第四項の規定による実施状況の報告は、計画期間の各年度ごとに、自動車環境計画実施状況報告書(第四号様式)を翌年度の六月末日までに提出することにより行うものとする。

(特定電気機器等)

**第八条** 条例第十八条第一項の規則で定める電気機器等は、次に掲げる電気機器等とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号。次号及び第三号において「省エネルギー法施行令」という。)(第二十一条第二

号に規定するエアコンディショナー

二 省エネルギー法施行令第二十一条第四号に規定するテレビジョン受信機

三 省エネルギー法施行令第二十一条第十号に規定する電気冷蔵庫

2 条例第十八条第一項の規則で定める台数は、前項各号に掲げる電気機器等の区分に応じ、それぞれ五台とする。

(省エネルギー性能の表示等)

**第九条** 条例第十八条第一項の規定による省エネルギー性能に関する情報の表示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条の規定を実施するため経済産業大臣が定めるエネルギーの消費量との対比における機械器具の性能の表示の方法により行うものとする。

2 条例第十八条第一項の規則で定める方法により算定した数値は、エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号の経済産業省令で定めるところにより算定した数値とする。

#### 附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

温室効果ガス排出抑制計画書

山梨県地球温暖化対策条例第11条（第1項・第3項・第4項）の規定により、次のとおり提出  
します。

事業所	名称	
	所在地	
	電話番号	
事業所において行われる 事業		
計画の内容	別紙のとおり	
連絡先	担当者氏名	電話番号

注 変更の場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。



別紙

計画期間	年度～ 年度			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するための基本方針				
基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置	年度	措置の内容		
温室効果ガスの排出の量の抑制目標	区分	基準年度 ( ) 年度	目標年度 ( ) 年度	対基準年度比 (%)
	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス 排出量 A	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	
	<input type="checkbox"/> 原単位排出量 A/B	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	
	原単位に用いた指標 B			
	原単位に用いた指標の設定方法	( )	( )	
電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数	県が公表する電気事業者ごとの排出係数 ( _____ t-CO <sub>2</sub> /kWh) 電気事業者名: _____ 年度: ____ 年度			
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの排出の抑制等のための措置	<input type="checkbox"/> 条例第16条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
特記事項				

- 注 1 「温室効果ガスの排出の量の抑制目標」欄の基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の最終年度とすること。
- 2 「温室効果ガスの排出の量の抑制目標」欄については、目標を立てるに当たって指標としたものを「区分」欄からいずれかを選択し、該当する□にレ印を付すこと。この場合において、「原単位排出量 A/B」を選択した場合においても「温室効果ガス排出量 A」の値を記入すること。
- 3 「原単位に用いた指標 B」欄には生産数量、延べ床面積等の数値を記入し、「原単位に用

いた指標の設定方法」欄には採用した原単位の数値の種類や考え方等を記入の上、括弧内に数値の単位を記入すること。

- 4 「電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数」欄には、県が公表する電気事業者ごとの排出係数、電気事業者名及び年度を記入すること。
- 5 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの排出の抑制等のための措置」欄については、該当するものがある場合には、該当する□にレ印を付すこと。
- 6 「特記事項」欄には、「基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置」欄に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組むこと又は計画期間前に地球温暖化の防止のために取り組んできたことを記入すること。



第2号様式(第5条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書

山梨県地球温暖化対策条例第11条第5項の規定により、次のとおり報告します。

事業所	名称	
	所在地	
	電話番号	
事業所において行われる事業		
報告の内容	別紙のとおり	

別紙

実施年度		年度					
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施した措置							
温室効果ガスの排出の量の抑制実績	区分	基準年度 ( ) 年度	目標年度 ( ) 年度	対基準年度比 (目標) (%)	実施年度 ( ) 年度	対基準年度比 (実績) (%)	
	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス 排出量 A	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		
	<input type="checkbox"/> 原単位排出量 A/B	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>		
	原単位に用いた指標 B						
	原単位に用いた指標の設定方法	( )	( )		( )		
	<input type="checkbox"/> その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの排出の抑制等のための措置による抑制量等 C	条例第16条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証				t-CO <sub>2</sub>	
		再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用				t-CO <sub>2</sub>	
その他 ( )					t-CO <sub>2</sub>		
差引排出量 A-C					t-CO <sub>2</sub>		
電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数	県が公表する電気事業者ごとの排出係数 ( _____ t-CO <sub>2</sub> /kWh) 電気事業者名： _____ 年度： _____ 年度						
摘要							
特記事項							

注 1 「基準年度」欄、「目標年度」欄及び「対基準年度比(目標)」欄には、温室効果ガス排出抑制計画書(当該温室効果ガス排出抑制計画書を変更した場合にあっては、変更後の温室効果ガス排出抑制計画書)に記入した数値を転記すること。

2 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの排出の抑制等のための措置による抑制量等

C」欄には、該当する措置による温室効果ガスの排出の抑制量等を記入し、当該措置の内容を証する書類を添付すること。

- 3 「電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数」欄には、県が公表する電気事業者ごとの排出係数、電気事業者名及び年度を記入すること。
- 4 「摘要」欄には、温室効果ガスの排出の量の抑制目標を設定するために選択した指標（温室効果ガス排出量又は原単位排出量）について、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加した場合又は削減目標を達成することができなかった場合に、その理由を記入すること。
- 5 「特記事項」欄には、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施した措置」欄に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組んだこと等を記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

自動車環境計画書

山梨県地球温暖化対策条例第14条（第1項・第2項・第3項）の規定により、次のとおり提出  
します。

計画期間	年度～ 年度		
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第1号に掲げる事業を営む事業者 <input type="checkbox"/> 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第2号に掲げる事業を営む事業者 <input type="checkbox"/> 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第3号に掲げる事業を営む事業者 <input type="checkbox"/> その他の事業者		
自動車の使用台数及び燃料の使用状況	使用台数	台（ 年度）	
	燃料の使用状況	種類	使用量
		揮発油	kl
		軽油	kl
		液化石油ガス（LPG）	t
		圧縮天然ガス（CNG）	千m <sup>3</sup>
その他（ ）			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するために講ずる措置			

上記以外の温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置	
連絡先	担当者氏名 電話番号

- 注 1 「事業者の種類」欄には、該当する□にレ印を付すこと。  
2 変更の場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

自動車環境計画実施状況報告書

山梨県地球温暖化対策条例第14条第4項の規定により、次のとおり報告します。

実施年度	年度		
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第1号に掲げる事業を営む事業者 <input type="checkbox"/> 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第2号に掲げる事業を営む事業者 <input type="checkbox"/> 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第3号に掲げる事業を営む事業者 <input type="checkbox"/> その他の事業者		
自動車の使用台数及び燃料の使用状況	使用台数	台	
	燃料の使用状況	種類	使用量
		揮発油	kl
		軽油	kl
		液化石油ガス（LPG）	t
		圧縮天然ガス（CNG）	千m <sup>3</sup>
その他（ ）			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標の達成状況			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するために講じた措置			
上記以外の温室効果ガスの排出の抑制等に関する			

措置の実施状況	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成することができなかった場合の理由	
連絡先	担当者氏名 電話番号

注 「事業者の種類」欄には、該当する□にレ印を付すこと。



発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番